

台風で被害を受けられた組合員の皆様へ

前略 被害を受けられた組合員の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますよう祈念いたします。

さて、CO・OP共済《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》、CO・OP火災共済にご加入の場合、共済金のお支払いができる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

草々

記

商品名	ケガ入院保障	ケガ手術保障	ケガ通院保障	死亡保障	住宅災害保障
《たすけあい》	あり	あり※	あり※	あり	あり※
《あいぶらす》	あり※	あり※	なし	あり	なし
《ずっとあい》終身生命	なし	なし	なし	あり	なし
《ずっとあい》終身医療	あり	あり	なし	なし	なし

あり：加入コースに関わらず、保障があるもの

あり※：加入コースにより、保障の有無が分かれるもの

なし：加入コースに関わらず、保障がないもの

おケガをされた場合

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。

* ご加入の商品・コースにより上記の保障が付帯されていない場合もございます。

詳しくはお手持ちの共済証書をご確認ください。

* 《新あいあい》のケガの通院については、5日以上の通院があった場合にのみ対象となります。

住宅（建物）や家財の損壊があった場合

商品名	お問い合わせ対象となる損害	ご注意いただきたい事項
《たすけあい》 （「ジュニア 20 コース」は除きます）	被共済者の居住している住宅および家財の損害額が合計 20 万円以上になった場合	門、塀、垣根、カーポートなどの付属工作物の損害も損害額に含みます
CO・OP火災共済	建物の損害額が 10 万円を超える場合	門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への損害は含みませんが、火災共済より付属建物等風水害共済金、自然災害共済大型タイプより付属建物特別共済金をお支払いできる場合があります※
CO・OP火災共済+自然災害共済 【住宅と家財、もしくは住宅のみご契約の場合】	建物の損害額が 10 万円を超える場合	
CO・OP火災共済+自然災害共済 【家財のみご契約の場合】	建物が損害（損害程度は問いません）を受けたことにより、家財の損害額が 10 万円を超える場合	
共通	床上浸水した場合	

* 住宅契約に 20 口以上加入しており、門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物の損害額が 10 万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

* CO・OP火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

* CO・OP共済《たすけあい》と CO・OP火災共済は認定基準に相違があるのでご注意ください。

* 実損害額を保障するものではありません。ご契約内容によりお支払い内容は異なります。詳しくはお問い合わせください。

《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》にご加入の方
0120-08-9431 9時～18時（日曜日定休日）

火災共済、自然災害共済に加入の方 ⇒ 0120-6031-43

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24 時間 365 日受付可能

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。
CO・OP火災共済コールセンター 9時～18時（日曜日定休日）

台風で被害を受けられた方へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済にご加入の方は

- ◆住宅災害共済金 (*1)
- ◆風水害等共済金 (*2)

の対象となる場合があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

*1 「住宅災害共済金」とは、CO・OP共済《たすけあい》

(「ジュニア 20 コース」は除く)に付帯されている保障です。

*2 CO・OP火災共済では「風水害等共済金」が適用となる場合があります。



◎ご請求の対象となる事例とは…

対象となる事例	<ul style="list-style-type: none">・土砂崩れで自宅が損壊した。・河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	<ul style="list-style-type: none">・大雨によって雨漏りした(屋根等の損壊がなかった場合)。・浸水でマイカーが動かなくなつた。

※上記はあくまで例です。実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。

共済金請求書類につきましては、ご契約内容によって異なります。

※実損害額を保障するものではありません。

◎ご請求の対象となる条件は…

CO・OP共済《たすけあい》	20万円以上の被害があった場合
CO・OP火災共済	10万円を超える被害があった場合

※CO・OP火災共済は、「住宅」に10万円超の被害があった場合です。なお、住宅契約に20口以上のご加入の場合、住宅以外の物置・カーポート・門・塀等に10万円を超える被害があれば、火災共済より付属建物等風水害共済金、自然災害共済大型タイプより付属建物等特別共済金をお支払いできる場合があります。

※風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

※詳しいお問い合わせは…

■CO・OP共済《たすけあい》について

0120-08-9431 9時～18時(日曜日定休日)

■CO・OP火災共済について

0120-6031-43

◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間 365日受付可能

◆ご加入や現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 9時～18時(日曜日定休日)